

用途地域別建物用途制限一覧表 (※平成19年11月30日改正) 注意：この表は、改正後の建築基準法の「別表第二」の概要を示すもので、すべての制限について記載したものではありません。

分類	建てられる用途	建てられない用途	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域
工場	兼用住宅（住宅で延べ面積の2分の1以上が居住の用途のもの）で、作業場の床面積50㎡以内の自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの （原動機を使用する場合は、その出力の合計が0.75kw以下のものに限る。）											
	作業場の床面積50㎡以内の自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの （原動機を使用する場合は、その出力の合計が0.75kw以下のものに限る。）											
	作業場の床面積50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業（食品加工業を含む。）を営むもの（魚肉の練製品の製造及び糖衣機を使用する製品を除く。）で、作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの （原動機を使用する場合は、その出力の合計が0.75kw以下のものに限る。）											
	作業場の床面積の合計が50㎡以下の工場で危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ないもの（原動機を使用する場合は制限がある。）											
	作業場の床面積の合計が150㎡以下の自動車修理工場 （原動機を使用する場合は制限がある。）											
	作業場の床面積の合計が150㎡以下の工場で危険性や環境を悪化させるおそれが少ないもの（原動機を使用する場合は制限がある。）											
	日刊新聞の印刷所、作業所の床面積の合計が300㎡以下の自動車修理工場 （原動機を使用する場合は制限がある。）											
	作業場の床面積の合計が150㎡を超える工場又は危険性や環境を悪化させるおそれがやや多いもの											
	危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場											
	火薬類、石油類、ガス等の危険物貯蔵、処理の量が非常に少ない施設					(1)	(2)					
	〃 少ない施設											
	〃 やや多い施設											
〃 多い施設												

(1) については、当該用途に供する部分が2階以下かつ1,500㎡以下の場合に限り建築可能。

(2) については、当該用途に供する部分が3,000㎡以下の場合に限り建築可能。